

## 「太陽光発電設備、蓄電池補助金」事務の流れ

### 簡単な流れ(基本ケース)

- ①見積書及び申請書に付ける必要書類の準備→
- ②補助金交付申請書を提出→③補助金交付決定通知書を受理→
- ④契約→⑤事業着手→⑥事業完了→⑦実績報告書を提出→
- ⑧補助金の確定通知書を受理→⑨補助金交付請求書を提出→
- ⑩補助金交付請求書に記載された口座に補助金が入金される。

#### ①補助金交付申請書

・工事契約の概ね2週間前までを目安に提出してください。

※ただし、工期が間に合わない等やむを得ない理由がある場合に限り4月1日以降であれば可とします。

・受付期間:令和6年4月25日(木)～令和6年12月23日(月)(郵送の場合、同日必着)

・申請金額が予算額に達した場合、受付期間中でも申請を締め切ります。

・補助金交付申請及び必要な添付書類を添えて提出してください。

#### 受理・審査・ 補助金交付決定通知書送 付

・必要に応じて市で現地調査、住民票・税その他市債権情報調査を行います。

・原則、契約・工事着手は、4月1日以降の遡っての申請以外、交付決定の通知後となります。

#### ②事業着手

・原則、補助金交付決定通知後に契約、事業着手してください。

・補助金交付申請に変更が生じた場合は、速やかに「変更・中止・取下承認申請書」を提出してください。

・承認申請書提出後は、市で審査を行い承認通知書を送付します。概ね1～2週間程かかります。

・事業の完了予定日の変更の場合、当初予定日より前までに承認通知書を受理する必要があります。

・必要に応じて現場確認を行う場合があります。

#### ③事業完了

#### ④実績報告書

・事業完了後、速やかに実績報告書に添付書類を添えて提出してください。

・報告期限は令和7年1月31日(郵送の場合、同日必着)となります。

・添付書類の設置状況を把握できる写真とは、**設置前と設置後両方の写真**をつけていただく必要があります。設置場所を途中で変更している場合は特に、設置前の写真の撮り忘れにご注意ください。

#### 受理・審査・ 補助金の確定通知書

・市側で現地確認を行います。

・審査の結果、問題なければ市より補助金の確定通知書を発送します。

・確定通知書を受理後、補助金交付申請書を提出ください。

#### ⑤補助金交付請求書

・記載された口座に振込を行います。入金は1カ月程度お時間がかかる場合があります。

#### 【問い合わせ先】

羽島市生活環境部生活環境課 Tel.058-392-1111 内線2122